

第122号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第20号左欄の(31)中「、承認若しくは確認」を「若しくは承認」に改め、同号右欄中「(20)まで」を「(20)」に改め、同表第25号左欄中(51)を(53)とし、(29)から(50)までを(31)から(52)までとし、(28)を(29)とし、(29)の次に次のように加える。

(30) 法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の特例の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号左欄中(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)の次に次のように加える。

(26) 法第68条の5の2の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号右欄中「第2条第32号」を「第2条第33号」に改め、同表第35号左欄中「いう。）」の次に「及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）」を加える。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第20号左欄の(1)中「許可」の次に「（法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。(2)において同じ。）」を加え、同欄の(3)中「（法」の次に「第34条の2第2項又は」を加え、同欄の(4)中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同欄の(14)及び(15)中「（法」の次に「第34条の2第2項又は」を加え、同欄の(19)中「許可」の次に「（同条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。(20)において同じ。）」を加え、同欄の(24)中「（法」の次に「第34条の2第2項又は」を加え、同欄の(25)中「第3項」の次に「（法第34条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」

を加え、同欄の(26)中「第47条第4項」の次に「(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄の(27)中「第47条第5項」の次に「(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第25号左欄の(5)中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域内」を「用途地域等」に改め、同欄中(53)を(54)とし、(25)から(52)までを(26)から(53)までとし、(24)の次に次のように加える。

(25) 法第68条の3第7項(法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発整備促進区の区域における法別表第2(わ)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外の認定に係る申請の受理

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。